

令和4年1月15日発行



めざします 企業の繁栄と社会への貢献

法人ニュース ゆざわ



2022
第18号

発行所 公益社団法人 湯沢法人会
〒012-0826 湯沢市柳町一丁目1-13
(湯沢商工会議所内)
TEL 0183-78-0211 FAX 0183-73-2900

新年のご挨拶



会長 高嶋伸夫

会員の皆様、新年明けましておめでとうございます。われわれ法人会は、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」や租税教育、企業の税務コンプライアンスの向上に資する取組など、税を中心とする活動を積極的に展開しながら、広く社会へ貢献していく事としています。さて、一昨年、昨年と新型コロナ感染症により、国、地方の経済が危機的事態になっております。しかしながらワクチン接種も進んできており、その収束も少しずつ感じられる中、「ポストコロナ」を見据えた今後の企業経営に具体的な取組が求められています。国家財政の健全化は困難を極め、少子高齢化、人口減少と深刻な構造問題を抱え、この事を将来世代に負担させないよう具体的な解決策が求められています。そうした中、全法連総連合では、令和4年度税制改正に関する提言が決議され、県連、単位会でも地元選出の国会議員、地方自治体首長などに対して提言を行ってきました。

令和4年度税制改正スローガン

- ・ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、税財政改革の実現を！
- ・適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！
- ・コロナの影響はまだ残る。深刻な打撃を受ける中小企業に、実効性のある対策を！
- ・中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！

中小企業は長期にわたるコロナ禍の影響も大きく受けしており、実効性ある対策により、中小企業の存続が図れるよう、そして地域経済と雇用の担い手である中小企業が存在感を示す事ができる税制の確立も不可欠であり、「中小企業の活性化に資する税制」、「事業承継税制の抜本的改革」等を中心とする「税制改正に関する提言」の実現を強く求めていかなければなりません。会員企業の皆様方には新年を迎え、新型コロナが収束に向かい、経済活動が元に戻る事を祈念し、新年のあいさつといたします。



明けましておめでとうございます。

副会長 佐藤清次
副会長 鈴木達夫
副会長 高橋功
副会長 石田潤
外役職員一同

新年のご挨拶



湯沢税務署長 大 谷 忠 吉

あけましておめでとうございます。

令和4年の年頭に当たり、公益社団法人湯沢法人会の会員の皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げますとともに、高嶋会長をはじめ会員の皆様方の日頃の税務行政への深いご理解と多大なご支援に対しまして厚く御礼申し上げます。

本年も昨年に引き続き、格別のご高配を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

本年は、2月に北京で冬季オリンピックが開催され、札幌冬季オリンピック開催から50周年の年でもあります。札幌冬季オリンピックが開催された年は、当時小学生でした、挑戦と連帶を持ち合わせたスキージャンプ陣の姿に釘付けになったものでした。当時と同様に日本選手団の活躍が勇気と感動を与えてくれることを期待し、冬の寒さに負けない熱い応援を送りたいと思っております。現在も新型コロナウイルス感染症拡大の影響が日本・世界の経済全体に及んでおりますが、国税の機関として、皆様方とのきめ細やかな連携・協調を絶やさず、時機を逸することなく各種施策に取り組んで参りたいと考えております。

さて、公益社団法人湯沢法人会におかれましては、税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興のみならず、国と社会の繁栄に寄与する経営者の団体であることを理念として掲げられ、現在も感染症対策に十分配慮されながら、決算法人説明会などの税に関する研修会のほか、次代を担う児童・生徒の皆さんを対象とした租税教室や税の絵はがきコンクールなどのイベントに意欲的に取り組んでいただいております。皆様方の活発な取組に敬意と感謝の意を表しますとともに、今後とも、楽しく賑やかな会活動の継続を心よりご期待申し上げます。

まもなく確定申告の時期を迎いますが、税務署では税務手続等のオンライン化の普及・定着に取り組んでおります。特に、スマホ申告とダイレクト納付は納税者の利便性向上だけではなく、新型コロナウイルス感染症対策としても有効な手段と考えております。インターネットを利用した申告と納税につきまして、会員皆様方の例年にも増してお力添えを賜りたくお願い申し上げます。

新しい年が、公益社団法人湯沢法人会と会員皆様のご繁栄、そしてそのご家族の皆様方のご健勝を心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

よき経営者をめざすものの団体・それが法人会です。

令和4年度税制改正に関する提言活動

11月17日(水)管内の首長を訪問し提言内容を説明の上、提言書を手渡しました。



II 経済活性化と中小企業対策

1. 新型コロナウイルスへの対応

コロナ禍はすでに二年近くにわたっており、資金力の弱い中小企業の状況は限界に達している。その対策として持続化給付金等の支援措置が講じられたものの、不正受給の発生や、給付金の支給遅延等が生じるなど、さまざまな問題が表面化した。国、地方ともこうした事態に直面するのが初めてとはいえ、その対応は杜撰の誹りを免れまい。

中小企業は我が国企業の大半を占め、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献している。いわば経済社会の土台ともいえる存在であり、これが立ち行かなくなれば、経済全体にとっても取り返しのつかない事態に陥る。政府と自治体は複雑で多岐にわたるコロナ対策の周知・広報を徹底するとともに、申請手続きの簡便化やスピーディーな給付を行い、中小企業が存続を図れるよう全力で取り組む必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和4年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

(3) 中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（生産性向上特別措置法）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

3. 事業承継税制の拡充

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

① 猶予制度ではなく免除制度に改める。

② 新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、新型コロナの影響により事業承継の時期を延期せざるを得ないケースもあることから、特例承継計画の提出期限（令和5年3月末日）および特例措置の適用期限（令和9年12月末日）を延長すべきである。

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいこと等を考慮し、評価のあり方を見直す必要がある。

よき経営者をめざすものの団体・それが法人会です。



中学生の「税についての作文」

全国納税貯蓄組合連合会と国税庁が主催し、全法連などが後援して行っている、令和3年度の中学生「税についての作文」コンクールにおいて、湯沢市立皆瀬中学校三年生の渡邊竣介さんが東北六県法人会連合会会長賞を受賞し、高嶋伸夫会長が学校を訪問し賞状・副賞の授与を行った。

「文化をつなぐ道」

湯沢市立皆瀬中学校 三年 渡 邊 竣 介

最近、学校の近くで道路の工事が続いている。一部が開通し、新しく作られた道路をみると、私が住んでいる小安地区にまっすぐ通じるようになりました。小安地区は旧皆瀬村の奥に位置し、宮城県との県境に近い場所です。小安には、地面から高温の温泉を吹き出す大噴湯や温泉があります。大噴湯のような、地面から温泉が噴き出しているところは、世界でも数えるほどしかありません。それを一目見ようと日本に限らず世界中からたくさんの人がここを訪れます。ですから、道路が新しくなり、以前よりも訪れやすくなった皆瀬によりたくさんの人たちが訪れてほしいと私は思います。

私はふと、この工事費用は誰のお金なんだろうと疑問に思いました。道路は國のものだろうから、國のお金が使われているのだろうか。それとも、県や市がお金を出しているのだろうか。そもそも、國や県、市のお金はどこからきてるものなのだろうか。気になった私は、インターネットでそれについて調べてみることにしました。調べた結果、道路工事の費用には、税金が使われていることが分かりました。税金はほかにも、災害対策など、私たちの安全を守るために使われているほか、医療や年金など生活を守るために、教科書の配布や学校の整備、学習用具の購入など学習を守るためにも使われていることを知りました。つまり、私たちが今、あたりまえのように毎日安全に生活できているのは、税金があるからなのです。

私が住んでいる小安をはじめとした皆瀬の観光地には、後世に残し伝えていかなくてはいけない大切な文化がたくさんつまっています。その文化を途絶えさせることなくつなげていくためには、たくさんの人に足を運んでもらい、見る、食べる、触ることをしてもらう必要があります。そこにたどり付くまでの道が整備されていなかったら、文化は途絶えてしまいます。地域の文化と道。一見、何の関わりもないように思っていたこの二つが、実は深く関わり合っていたことに気付いた私は、とても驚きました。道が文化を守る。そして道を守るのが税金なのです。

税金が私たちの「今」の生活を支えていることは、多くの人が理解していると思いますが、「過去」から続く文化を「今」につなぎ、「未来」を創り発展させるものであると、私は気付きました。これからの未来を背負う私たち若者は、しっかりと税金の大切さを学び、理解し、納税する必要があります。一人一人の納税は、安全・安心だけでなく文化という地域の象徴を守るものだと私は思いました。

税金がもつ役割の大きさに気付いた私には、小安へと伸びる新しい道路が、「今」と「未来」をつなぐたくましい一本の道に見えてきました。

国税電子申告・納税システム
e-Tax
「e-Tax」なら
国税に関する
申告や納税、
申請・届出などの
手續がインターネット
で行えます。

電子申告で
効率UP!

納税にはダイレクト納付が 便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。
※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して
所得税及び復興特別所得税
の申告をすると
こんなメリットが！

添付書類の
提出省略 還付が
スピーディー

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページをご確認ください。 www.e-tax.nta.go.jp

第37回 法人会全国大会岩手大会 オンライン開催

令和3年10月7日(木)、第37回法人会全国大会岩手大会がオンライン開催されました
(主催:公益財団法人 全国法人会総連合、主管:一般社団法人 岩手県法人会連合会)。コロナ禍ということもあり、講演会と式典がインターネットの動画共有サービスYouTubeを利用して行われました。

第1部の記念講演では、アイリスオーヤマ株式会社 代表取締役会長 大山健太郎氏から、「ユーザーイン経営」と題し、オンラインで講演がありました。

第2部の大会式典では、税制改正提言の報告、青年部会による租税教育活動の報告、次回開催地の千葉県の紹介があり、最後に「大会宣言」が朗読され閉会しました。

第30回 役員会開催

12月9日(木)湯沢ロイヤルホテルを会場に開催された。

議題①加入及び退会について

②令和3年度事業遂行状況並びに予算執行状況について

◎今後の事業予定について 以上 審議され承認された。

※役員会終了後には、福利厚生制度連絡協議会を開催し福利厚生制度3社よりキャンペーンの実施状況並びに新保険制度について説明を受け、佐藤厚生委員長より今後の推進にも是非ご協力を願いたいと挨拶があった。



新入会員のご紹介 ご入会いただきました会員の皆様をご紹介いたします。

事業所名	住所	業種
秋田銘醸 株式会社	湯沢市大工町4-23	酒造業
合同会社 カネマタファーム	湯沢市字万石359-1	農業サービス業
有限会社 カネマタ鈴木商事	湯沢市大町1-2-26	不動産管理業
株式会社 アセットクリエイション	湯沢市柳町2-2-40	サービス業
有限会社 インテリア菅	湯沢市秋の宮字夜牛125	内装工事業
成瀬碎石 株式会社	東成瀬村田子内字滝の下76-1	碎石業
合同会社 Linplease (リンピース)	湯沢市表町3-1-29	コンサルタント業



消費税には申告・納付期限^(※1)があります。

申告・納付にはe-Taxが利用できます。

個人事業者の方は振替納税も利用できます。

- ★消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- ★基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※2)。
- ★期限を過ぎると延滞税がかかります。
- ★確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※5)

※1 法人は課税期間終了日の翌日から2ヶ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行なう必要があります。

※2

基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

※3

地方消費税を含まない年税額をいいます。

※4

税務署に申請することにより、納税が猶予される制度があります。

※5

直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

 法人会



トピックス (会活動状況)

法人会は・健全な経営・正しい納税・社会貢献をテーマに活動する経営者団体です。

《女性部会活動內容》



7 / 26 業として、にかほ市平沢にあるT.D.K歴史みらい館を視察した。当日は15名参加のもと「モノづくり」の歴史と発酵食について発酵小路・田屋を見学した。



お楽しみの昼食は、人気のある
レメデ・ニカホでフランス料理を堪
能した。（写真は食前の一コマ）

《青年部会活動內容》

10/13 親睦ゴルフコンペ開催

横手市大森の羽後カントリー倶楽部を会場に、青年部会の親睦委員会（竹谷委員長）が企画し開催した。コロナ感染対策を講じながら昨年に引き続きゴルフコンペを開催。表彰式もレストランで行った。参加者は14名で、曇り空ではありましたが、参加者皆様のご協力をいただきまして和気藹々とした雰囲気の中でプレーすることができました。

【優勝】竹谷伸人さん 【準優勝】齋藤忠さん(株高嶋組)
【第三位】佐藤慶太さん 【バスグロ】高橋文二さん



11／19 湯沢南中学校を訪問し
図書目録を手渡す折原部会長。
代表の方から「大切に使わせていただきます」とお礼の言葉があつた。



11／19 高瀬小学校を訪問し、岡書寄贈する高嶋副部会長。

〈今後の事業について〉 （お知らせ）

新型コロナ感染症拡大によっては中止もあります。

● 講演会

日 時 令和4年2月24日(木)
場 所 湯沢ロイヤルホテル
講 師 澤口俊之氏
(おじさん) 出演者

●新春朝睦麻雀大会

日 時：令和4年2月26日(土)
場 所：マージャン俱乐部「ヘヴン」

新入会員を募集中!!

正しい税知識を身につけたい。
もっと積極的な経営をめざしたい。
社会のお役にたちたい。

そんな経営者の皆様を
支援する全国組織、それが法人会です。
隨時、新入会員を募集しておりますので、
ぜひ、お知り合いの企業がございましたら、
ご紹介お願ひいたします。



湯沢法人会事務局
(TEL 0183-78-0211)



重度の身体障がい状態によるリタイアリスクから
会社と家族をまもります

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)
無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

1~3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
最高2億円の就業障がい保険金を支払います。

- 保険金額2億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありません。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。
- この資料は、2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

DAIDO 大同生命保険株式会社

きた東北支社 秋田営業部横手営業所/秋田県横手市平和町9-12(あいおい横保ビル4F)
TEL 018-32-1090

AIG AIG損害保険株式会社

秋田支店/秋田市中通2-3-8(秋田アトリオンビル110F)
TEL 018-801-2010

F-2019-1016 (2019年8月27日)
19-073026 2021-8



謹賀新年

今年も法人会の福利厚生制度の普及を通じ

会員企業とそのご家族の皆様に

安心をお届けしてまいります

新型コロナウイルス感染症の終息を願うとともに

ご健康とご多幸をお祈り申し上げます

令和四年

〈引受保険会社〉 **アフラック** 秋田支社

法人会用フリーダイヤル **0120-876-505**
受付時間/9:00~17:00(土日祝日除く)

会員証
シール

法人税確定申告書を提出する際に右記法人会会員シールを切抜き
別表一の下の欄中央に貼付して提出してください。

※別表一 (申告書提出用の正本)

会員証 **b** (公社)湯沢法人会

←キリトリ線